



目次

告 示	ページ
○公共測量の終了の通知	(用地対策課) 1
○国土調査の成果の認証	() 1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課) 1
○道路の供用開始(2件)	(道 路 課) 1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 1
○林業種苗生産事業者講習会の実施	(木材増産推 進課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2

告 示

高知県告示第78号

大月町長から平成26年12月高知県告示第679号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成27年2月1日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第79号

須崎市浦ノ内西分及び神田の一部地区並びに土佐清水市宗呂下の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 須崎市
 - (2) 土佐清水市
- 2 調査を行った地域及び時期
 - (1) 須崎市浦ノ内西分及び神田の一部
平成12年度、平成13年度、平成24年度及び平成25年度
 - (2) 土佐清水市宗呂下の一部
平成24年度及び平成25年度
- 3 成果の名称
 - (1) 須崎市地籍図及び地籍簿

(2) 土佐清水市地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
平成27年2月20日

高知県告示第80号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

四万十市麻生

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	四万十市麻生字麻生谷松尾口	225-1
2	〃 〃 字西平山	341-15
3	〃 〃 字日ノ平口	551
4	〃 〃 〃	550
5	〃 〃 〃	549-1
6	〃 〃 〃	548-2
7	〃 〃 字麻生谷松尾口	168
8	〃 〃 〃	221

(2) 区域

標柱1と2を市道秋田麻生線に沿って結んだ線、標柱2から8までを順次に直線で結んだ線及び標柱8と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年2月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市黒瀬字東山803番1	92	平成27年2月20日

高知県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年2月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上ノ加江窪川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町弘見字飯ノ川越566番9から 高岡郡四万十町弘見字大ダバ931番まで	200	平成27年2月20日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉原土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	福富 健二	高知市大津乙 457-39
〃	重森 勝彦	香南市野市町下井 681-1
〃	南 好廣	〃 吉川町吉原1123
〃	野崎 弘行	〃 〃 606
〃	北村 政志	〃 〃 516
監事	亀川 正	〃 〃 859-1
〃	野村 則夫	〃 〃 108-1
(就任)		

理事 福富 健二 高知市大津乙 457-39
 " 重森 勝彦 香南市野市町下井 681-1
 " 南 好廣 " 吉川町吉原1123
 " 野崎 弘行 " " 606
 " 北村 政志 " " 516
 監事 亀川 正 " " 859-1
 " 濱崎 一浩 " " 2886-2

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成27年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 開催の日時及び場所

日時	場所
平成27年3月13日（金） 午前9時30分から午後4時30分 まで	香美市土佐山田町大平80 高知県立森林技術センター 会議室

2 受講対象者

林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者

3 林業種苗生産事業者講習会の内容

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講手数料

14,000円（種苗生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）に高知県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

5 受講申込書の提出場所及び提出期限

受講を希望する者は、受講申込書を平成27年3月2日（月）までに住所地を管轄する林業事務所（中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあつては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所）に提出すること。

6 受講申込書の配布場所

高知県林業振興・環境部木材増産推進課、各林業事務所及び中央東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合

7 問い合わせ先

高知県林業振興・環境部木材増産推進課（電話番号088-821-4602）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年2月20日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成26年7月10日 26高東土第761号	香南市野市町西野字 ハノ丸164番8ほか	高知市北金田6番 16号 有限会社北斗住宅 代表取締役 宗 石 邦男
平成26年10月31日 26高都計第400号	南国市篠原字柏水 150番ほか	東京都港区港南二 丁目18番1号 株式会社ゼンショ ーホールディング ス 代表取締役 小川 賢太郎